

## 第7節 土壤汚染、地盤沈下

### 1 土壤汚染

#### 現況

土壤汚染の状況の把握及び汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた「土壤汚染対策法（平成15年2月15日施行）」が改正され、平成22年4月1日から施行されました。

同法では、「有害物質使用特定施設を廃止した時の調査義務」、「3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う際の届出」、「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定」、「要措置区域等の指定の申請」、「汚染土壤の処理等に係る規制」等を定めています。

なお、同法では人の健康に係る被害を生ずるおそれがある特定有害物質として、鉛、シアン、トリクロロエチレン等の25物質を指定しています。

#### 課題

平成22年4月の土壤汚染対策法の一部改正から3年が経過し、一定の規模以上の土地の形質の変更の届出等、新たな制度は一定の周知が図られています。今後も法についてさらなる周知を図るとともに、水質汚濁防止法や県地下水保全条例等と連携して、有害物質の取扱いや処理方法等により一層の改善を指導することにより、新たな土壤汚染が生じないように取り組んでいく必要があります。

#### 取組

平成24年度は、平成23年度に引き続き、有害物質使用特定施設を廃止した際の土壤調査に係る指導等に加え、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う際の届出について審査し、土壤汚染のおそれがあるものについては、土壤調査を実施させるなどの対応を行いました。これらにより土壤汚染が判明した土地については、健康被害が生ずるおそれがあるかの判断により「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定のうえ、必要な措置について指示しました。

また、土壤汚染処理業者に対して定期的な立入調査を実施しました。

平成24年度末における同法の施行状況概要は以下の表のとおりです。

表 4-7-1 平成24年度土壤汚染対策法施行状況（平成25年3月末現在）

件名	件数 <sup>※</sup>
有害物質使用特定施設の廃止に伴う土壤調査（第3条）	0（1）
上記調査の猶予（第3条ただし書）	8（37）
3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更届出（第4条）	123（421）
要措置区域の指定（第6条）	1（3）
形質変更時要届出区域の指定（第11条）	3（4）
土壤汚染処理業の許可（第22条）	0（1）

※（ ）内の数字は累計

注）全て熊本市を除く件数

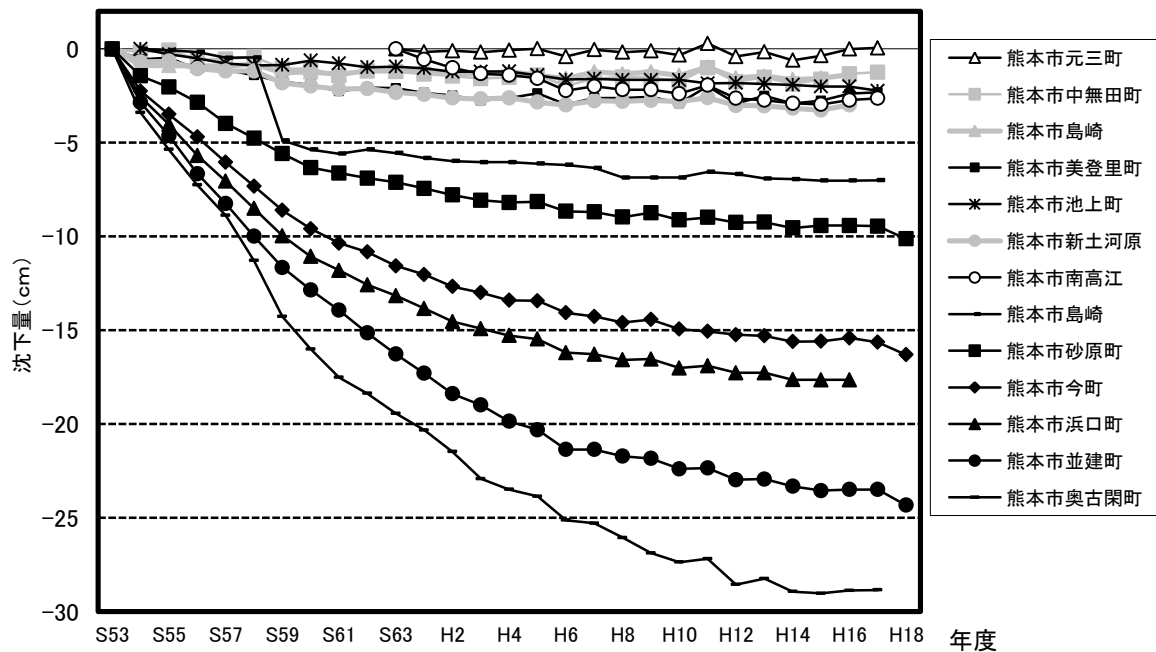
### 2 地盤沈下

県内では熊本平野西部地域で地盤沈下が生じています。そのため、県では基礎資料を得るため昭和53年から地盤変動状況の調査を実施しました。平成6年からは熊本市が引き続き継続して調査を実施しています。熊本平野西部地域の年間地盤沈下の経年変化は図4-7-1のとおりです。昭和50年代の前半からの約30年間で30cm近く沈下した地域がみら

れます。

近年では節水の意識の高まり等から沈静化してきていますが、今後も熊本地域に立地する工場・事業場などに対して節水・水利用の合理化を働きかけるとともに、生活用水の節水を推進する必要があります。

図 4-7-1 地盤沈下の経年変化



(注)地盤沈下調査地点は過去に 52 ヶ所（平成 16 年度 37 ヶ所）で実施しており、その代表 13 地点のデータです。

なお、平成 18 年度以降、調査は行われていません。